

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における総合情報戦略会議に関する規程

令和4年3月17日  
規程第 2 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第23条の2第2項の規定に基づき、総合情報戦略会議に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 総合情報戦略会議は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の情報戦略、情報セキュリティ及び学術情報の統括を行い、本学の情報化及び情報セキュリティ対策を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

## (総合情報戦略会議)

第3条 総合情報戦略会議は、次の各号に掲げることを審議する。

- (1) 情報戦略に関すること。
- (2) 総合情報基盤センターの運営のうち、重要事項に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) 学術情報の統括に関すること。
- (5) その他情報化の推進に関すること。

2 総合情報戦略会議は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 学術情報、情報システム及び情報管理担当理事又は副学長
- (2) 総合情報基盤センター長
- (3) 研究科長
- (4) 各領域長
- (5) 事務局長
- (6) 企画・教育部長
- (7) 管理部長
- (8) 学長が指名する学長補佐

3 総合情報戦略会議に議長を置き、前項第1号の委員を充てる。

4 議長は、総合情報戦略会議を主宰する。

5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代行する。

- 6 議長が必要と認めたときは、第2項に規定する委員以外の者を出席させることができる。
- 7 総合情報戦略会議を機能的かつ円滑に運営するため、当該会議に情報化推進室を設置する。

(情報化推進室)

第4条 情報化推進室は、次の各号に掲げることを企画立案し、及び実施する。

- (1) 情報化の推進のための具体的方策に関すること。
  - (2) 情報リテラシー教育に関すること。
  - (3) その他情報化の推進に関すること。
- 2 情報化推進室に室長を置き、前条第2項第8号の委員を充てる。
  - 3 室長は、情報化推進室の業務を総括する。
  - 4 情報化推進室に室長補佐を置き、室長が指名する職員をもって充てる。
  - 5 室長補佐は、室長を補佐する。
  - 6 情報化推進室に室員を置き、室長が指名する職員をもって充てる。
  - 7 室員は、室長の指示に従い第1項の業務に従事する。
  - 8 情報化推進室に、第1項の業務を行うに当たって必要があるとき、事案ごとにワーキンググループ(以下「情報化推進ワーキング」という。)を設置する。

(情報化推進ワーキング)

第5条 情報化推進ワーキングは、情報化推進室の構成員及びその他の職員のうちから情報化推進ワーキングごとに室長が指名するもので組織する。

- 2 各情報化推進ワーキングにそれぞれリーダーを置き、前項に規定する情報化推進ワーキングの構成員のうちから、室長が指名するものをもって充てる。
- 3 リーダーは、その者が所属する情報化推進ワーキングの運営、企画及び立案並びに調整に責任を負う。

(事務)

第6条 総合情報戦略会議、情報化推進室及び情報化推進ワーキングに関する事務は、企画・教育部学術情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本学における情報化の推進に関し必要な事項は、別に定める。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。